

# 山梨県公報

第二千三百五十六号

平成二十五年

九月二十六日

木曜日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………六〇七
- 道路の区域変更(四件)……………六〇八
- 都市計画の変更……………六〇九
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………六〇九

### 訓令

- 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………六一〇

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六一〇
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………六一〇
- 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告(二件)……………六一一
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)……………六一一
- 公共測量の実施(二件)……………六一四
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………六一四

## 告示

### 山梨県告示第三百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西八代郡市川三郷町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、西八代郡市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

### 土砂の流出の防備 変更後の指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
市川三郷町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西八代郡市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第三百二二号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
 平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南部町(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第三百三三号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 甲府韮崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲府市東光寺町三丁目一九五一番の三地先から 甲府市東光寺町三丁目一九五一番の一地先まで	一三・九 二二・四	二二・〇 二九・二	八一・四	八一・四

**山梨県告示第三百四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年十月十七日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 高瀬富士線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町福土字町屋官有無番地先から 南巨摩郡南部町福土字町屋四三四八番の四九地先まで	五・八 一六・八	六・六 二八・二	一八九・八	一八九・八

**山梨県告示第三百五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	旧	新	
南巨摩郡南部町井出字寺平一六五〇番の一地先から 南巨摩郡南部町井出字寺平一六九四番の一地先まで	一〇・九 一五・六	一一・五 一六・二	九五・〇

**山梨県告示第百三十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士上吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
富士吉田市上吉田字富士山北向官有無番地	〇・七五		三七四五・〇	

先から  
富士吉田市上吉田字細尾野五六一六番地先  
まで

新	旧	延 長 (メートル)
〇・七五	一一・九	三七四五・〇
五一・〇		

**山梨県告示第百二十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画道路の変更  
(三・四・十号 高畑町昇仙峡線)
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

**山梨県告示第百八号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 指定の年月日 平成二十五年九月二十六日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市下市之瀬字メ木千二百八十五番九及び同市川上字メ木四百七十六番十七
- 三 指定道路の幅員 最大幅員五・〇メートル、最小幅員五・〇一メートル

四 指定道路の延長  
六十九・七三メートル

### 訓 令

山梨県訓令甲第十六号

本 出 先 機 関  
山梨県知事 横 内 正 明  
労働委員会事務局

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令  
山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中「宝石美術専門学校」を削り、同表三の項中「並びに精神保健福祉センターに勤務する職員のうち庶務業務以外の業務に従事する職員」を「精神保健福祉センターに勤務する職員のうち庶務業務以外の業務に従事する職員並びに宝石美術専門学校に勤務する職員」に、「及び園長」を「園長及び校長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成二十五年九月二十八日から施行する。

### 公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十五年九月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人災害危機管理システム Earth
- 2 代表者の氏名 石原 顕正
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市池田二丁目十五番十九号
- 4 定款に記載された目的

この法人は、国内外での大規模災害等の発生に備え、防災、減災、危機管理に関する事業を行い、災害時における支援システム構築を広く社会に啓蒙し、社会福祉の向上及び共生社会実現に向けて貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年九月十七日から同年十一月十六日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年一月二十六日まで縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣

2 住所

山梨県中央市若宮五十番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 山梨市複合施設

(二) 所在地 山梨県山梨市小原西九百七十四番地二外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(一) 名称及び代表者の氏名 株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣

(二) 住所 山梨県中央市若宮五十番地一

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年三月二十五日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百八十三平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 百四十台
  - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 四十八台
  - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 面積 二百二十一平方メートル
  - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 容量 三十立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社いちやまマート	午前九時	午後十二時
その他（未定）	午前九時	午後九時四十五分

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から翌日午前零時三十分まで
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (1) 数 一箇所
    - (2) 位置 届出の図面のとおり
  - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日  
平成二十五年七月二十四日

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替

えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、同法第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（南部地区中山間地域総合整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類  
変更後の県営土地改良事業計画書の概要
- 二 縦覧期間  
平成二十五年九月二十六日から同年十月二十四日まで
- 三 縦覧場所  
南部町役場
- 四 意見書の提出方法  
この事業計画概要について意見があるものは、縦覧期間の最終日までに、峡南農務事務所長あて書面で提出してください。

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、同法第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（皷沢地区農地環境整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類  
変更後の県営土地改良事業計画の概要
- 二 縦覧期間  
平成二十五年九月二十六日から同年十月二十四日まで
- 三 縦覧場所  
富士川町役場
- 四 意見書の提出方法  
この事業計画概要について意見があるものは、縦覧期間の最終日までに、峡南農務事務所長あて書面で提出してください。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年八月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 清水工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市荒川一丁目一番二十五号
  - 3 代表者の氏名 清水良憲
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九三三三三三
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年七月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年八月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 滝口建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市島上条三百九十二番地
  - 3 代表者の氏名 瀧口功
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第一六二二二二
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年七月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年九月二十六日

- 一 処分をした年月日 平成二十五年八月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社津島研工業
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町田中四百八十一番地一
  - 3 代表者の氏名 津島秀樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第六九一九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年七月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

山梨県知事 横 内 正 明

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年八月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有会社タケヤ
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田三千二百五十二番地一
  - 3 代表者の氏名 萱沼崇行
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第二七三三六号
- 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年八月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年九月二十六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十五年八月二十五日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 岩松工業
    - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町北川三千七十番地
    - 3 代表者の氏名 岩松岩男
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二〇）第八九九号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十五年七月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十五年九月二十六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十五年八月二十六日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 山本基礎工業株式会社
    - 2 主たる営業所の所在地 甲府市城東一丁目三番八号
    - 3 代表者の氏名 山本武一
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九四三二号
  - 四 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十五年八月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十五年九月二十六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十五年八月二十六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 山本基礎工業株式会社
    - 2 主たる営業所の所在地 甲府市城東一丁目三番八号
    - 3 代表者の氏名 山本武一
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二三）第九四三二号
  - 四 処分の内容 建築工事業及び塗装工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十五年八月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十五年九月二十六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十五年八月十一日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 芦沢工業
    - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小明見二千五十五番地の四
    - 3 代表者の氏名 芦沢佳秀
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第八四一六号
  - 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十五年七月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十五年九月二十六日

- 山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年八月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社大久保管工
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町青柳町千三十三番地四
  - 3 代表者の氏名 大久保早人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一四）第七六六八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年八月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年九月十日付けで中央市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 作業期間 平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月十八日まで
- 三 作業地域 中央市全域

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年九月六日付けで山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（一級水準測量）
- 二 作業期間 平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月二十八日まで
- 三 作業地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 昭和町西条字長登路一〇一三の二、一〇一三の四、一〇一三の五、一〇一四の二、一〇一四の五、一〇一四の六、一〇一四の七、一〇一五の一及び一〇一五の五の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市大里町一三四二番 石原 衛

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十五年九月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市藤井町駒井字砂宮神三五五〇の一、三五五〇の二六、三五五〇の二七、三五五〇の二八、三五五〇の二九、三五五〇の三〇、三五五〇の三一、三五五〇の三二、三五五〇の三三、三五五〇の三四、三五五〇の三五、三五五〇の三六、三五五〇の三七、三五五〇の三八、三五五〇の三九、三五五〇の四〇、三五五〇の四一、三五五〇の四二、三五五〇の四三、三五五〇の四四、三五五〇の四五、三五五〇の四六、三五五〇の四七、三五五〇の四八、三五五〇の四九、三五五〇の五〇、三七七二の六及び三七七二の九の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり



公園 ゴミ置場

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び葦崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市長塚二二六番五 株式会社協栄ホーム 代表取締役 篠原 勉

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番